

令和8年4月7日

一般社団法人 健康食品産業協議会
健康食品原材料・製品の製造・品質分科会

「食品添加物該当性の確認に必要な情報について」のご案内

一般社団法人 健康食品産業協議会(会長 川久保英一、以下^{ジャオファ}JAOHFA)は、『医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)』の食品衛生法上の取扱いについて(以下 添食通知)に沿って最寄りの保健所や検疫所に照会する際に必要な事項をまとめ、「食品添加物該当性の確認に必要な情報について」をご案内いたします。

添食通知は、「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示」(令和2年3月31日付薬生監麻発 0331 第9号)の別添 2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に記載されているものについて食品衛生法(昭和22年法律第233号)上の取扱いについて定められていますが、これまでの照会事例を踏まえ令和6年3月28日に大きく改正されました。

JAOHFA の健康食品原材料・製品の製造・品質分科会ではこの度、添食通知に係る照会において当局が判断する際に必要とする情報を整理いたしました。

新規に開発、輸入する健食原料については、食品衛生法に合致することが求められ、その一つに添加物に該当しないことが挙げられます。保健所や検疫所への相談の際に、使用目的や製造方法のほかにどのような情報をもっていけばよいのか迷う事業者は多いと考えます。そこで本資料では、食品添加物について行政との相談等の経験が浅く不慣れな事業者にも活用いただけるように、健康食品原料の照会を想定した解説も付け加えております。本資料が健康食品に関わる事業者の法令遵守の一助となれば幸いです。

以上